

(案)

川口市人と動物との調和のとれた
共生ができる地域社会の推進計画
(第2次)

平成30年10月1日 策定
令和 5年10月1日 改正

川口市

《目次》

1	推進計画策定の趣旨等	1
2	本市における動物愛護及び管理に関する現状と課題.....	2
(1)	犬・猫に係る愛護及び管理に関する現状と課題.....	2
ア	犬の登録及び狂犬病予防注射の実施状況	2
イ	犬の咬傷事故の状況	2
ウ	犬・猫の収容状況	3
エ	犬・猫の苦情及び相談等の状況	5
(2)	動物取扱業等に関する現状と課題.....	6
ア	動物取扱業の状況	6
イ	特定動物の飼養の状況	7
(3)	危機管理体制の現状と課題.....	8
3	目標	9
4	施策及び具体的な取り組み	10
(1)	共生社会の推進.....	10
(2)	事業者等の社会的責任の徹底.....	12
(3)	殺処分の減少.....	12
(4)	危機管理体制の強化.....	13

1 推進計画策定の趣旨等

(1) 推進計画策定の趣旨

近年、犬や猫などの動物は、飼い主にとって、心にうるおいや癒しを与える良き伴侶、あるいは家族の一員として、ますます身近なものとなってきています。

その一方で、動物の虐待や遺棄、不適切な飼い方による近隣とのトラブルなど動物の飼育に関して様々な問題が地域で発生しています。特に、本市のような住宅地が多い地域では大きな問題となっています。

そのような中、令和元年6月に「動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第39号。以下「令和元年改正法」という。）」が公布され、動物取扱業のさらなる適正化、人に危害を及ぼすおそれのある特定動物の規制強化、動物の虐待等に対する罰則の強化、販売される犬・猫へのマイクロチップの装着等の義務化などが新たに規定されました。

さらに、令和2年4月には、国が定める「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針」が改正されたことから、これらの改正内容や本市の現状を踏まえ、本計画の改正を行いました。

本計画では、平成30年10月1日から施行した「川口市動物の愛護及び管理に関する条例（以下「条例」という。）」で定める基本理念を達成するため、本市の現状や課題を抽出し、設定した目標を着実に実施するための施策や取り組みを示し、本市の動物愛護行政の基盤として、人と動物との調和のとれた共生ができる地域社会（以下「共生社会」という。）の実現に向け、取り組んでいきます。

(2) 計画の期間

令和5年10月1日から令和10年9月30日までの5年間とします。

ただし、法等の改正や地域の実情等に応じ再考が必要な場合は、見直しを行うものとします。

2 本市における動物愛護及び管理に関する現状と課題

(1) 犬・猫に係る愛護及び管理に関する現状と課題

ア 犬の登録及び狂犬病予防注射の実施状況

	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
登録頭数	25, 890頭	26, 511頭	25, 832頭	25, 790頭	25, 338頭
注射頭数	16, 699頭	15, 655頭	14, 489頭	15, 833頭	15, 592頭
注射接種率	64.5%	59.1%	56.1%	61.4%	61.5%

(ア) 現状

犬を飼育する場合は、狂犬病予防法の規定に基づき、生涯1回の登録と、毎年1回の狂犬病予防注射の実施が義務付けられています。

犬の登録頭数は令和4年度末において25, 338頭、狂犬病予防注射頭数は15, 592頭で注射接種率は61.5%となっており、例年60%前後を推移しています。

本市では、狂犬病予防注射の接種率を向上させる取組として、接種に係る利便性の向上を図るため、毎年4月に公園や公民館等を会場とした集合注射を実施していますが、依然として、県内25の狂犬病予防協会支部の平均接種率を下回っている状況です。

(イ) 課題

狂犬病の侵入やまん延を防止するためには、犬の飼い主が狂犬病に関して理解を深め、登録と予防注射をより一層徹底し、接種率を向上させる必要があります。

そのためには、犬の飼い主に対して犬の登録及び狂犬病予防注射の必要性をこれまで以上に啓発していく必要があります。

イ 犬の咬傷事故の状況

	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
咬傷事故件数	13件	9件	21件	20件	16件

(ア) 現状

飼い犬が人を咬んだ場合には、飼い主は直ちに飼い犬について、狂犬病の疑いの有無を獣医師に検診させるとともに、保健所に届け出なければなりません。届出の際には、犬の飼い主に対し、再発防止に係る指導をしています。

令和4年度の咬傷事故件数は16件であり、令和2年度以降は20件前後を推移しています。

なお、咬傷事故の主な原因は、散歩中の係留方法の不備や犬を飼養している家庭への配達・訪問の際など、飼い主の不注意によるものが多くなっています。

(イ) 課題

咬傷事故を未然に防ぐためには、飼い主が犬の習性を良く理解し、飼い主の責務を遵守する必要があります。

そのためにも、犬の飼い主に対して、飼い主の責務や飼い犬の適正飼養について周知徹底していくことが必要です。

ウ 犬・猫の収容状況

《犬・猫の収容頭数》

	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
犬	50頭	45頭	26頭	19頭	18頭
猫	53頭	66頭	52頭	43頭	40頭

《犬の返還・譲渡・殺処分頭数》

	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
返還	37頭	29頭	18頭	14頭	10頭
譲渡	11頭	17頭	7頭	5頭	9頭
殺処分①	0頭	0頭	0頭	0頭	0頭
殺処分②	0頭	0頭	0頭	0頭	0頭
引取後死亡	0頭	1頭	0頭	0頭	0頭

《猫の返還・譲渡・殺処分頭数》

	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
返還	0頭	2頭	0頭	0頭	2頭
譲渡	14頭	14頭	33頭	25頭	18頭
殺処分①	18頭	30頭	11頭	0頭	0頭
殺処分②	0頭	0頭	0頭	0頭	0頭
引取後死亡	14頭	18頭	17頭	18頭	14頭

※環境省が規定する殺処分の3分類

- ①：譲渡することが適切でない（治療の見込みがない病気や攻撃性がある等）
- ②：①以外の殺処分（譲渡先の確保や適切な飼養管理が困難）
- ③：引取後の死亡（自然死）

(ア) 現状

保健所に収容される犬及び猫の頭数は年々減少傾向にあり、平成30年度と比較した令和4年度における本市の犬の収容数は64%減少（50頭→18頭）、猫の収容数は約25%減少（53頭→40頭）しています。

犬については、半数以上が飼い主のもとへと返還されています。

猫については、飼い主のいない猫の収容が多くを占めており、その中でも交通事故や感染症等により負傷し収容される猫は、状態が著しく悪いことが多いため、獣医師による治療の甲斐なく収容中に死亡してしまうことがあります。

(イ) 課題

犬は、半数以上が飼い主へ返還されていますが、収容後に返還されない犬のうちで、譲渡が困難な犬への対応が重要です。

猫はその多くが飼い主のいない猫であるため、返還される頭数が非常に少ないことから、本市の動物愛護事業協力団体やボランティアの方と連携して、新しい飼い主への譲渡を推進する必要があります。

また、SNS等の活用により収容している犬・猫の譲渡情報を広く発信するとともに、市主催の譲渡会を積極的に開催することで、譲渡への取組の強化を図る必要があります。

さらに、交通事故や感染症等により負傷し収容される猫を減らすためにも、飼い猫については室内飼養を推奨するとともに、飼い主のいない猫の無秩序な繁殖を抑え、将来的に数を減らすことを目的としたTNR活動を推進していくことが重要です。

※TNR活動とは、飼い主のいない猫を捕獲（Trap）して、不妊・去勢手術（Neutering）を行い、元の場所に戻す（Return）活動のことを行います。本市では飼い主のいない猫の不妊・去勢手術に要する費用の一部を助成しています。

《飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費助成頭数》

	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
メス	326頭	490頭	485頭	450頭	370頭
オス	240頭	399頭	383頭	411頭	281頭
計	566頭	889頭	868頭	861頭	651頭

エ 犬・猫の苦情及び相談等の状況

《犬の苦情及び相談件数》

	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
鳴き声	55件	70件	74件	34件	55件
咬傷事故	23件	29件	63件	40件	20件
糞尿	63件	107件	78件	53件	96件
放し飼い	26件	43件	27件	12件	18件
その他	303件	286件	295件	135件	145件
計	470件	535件	537件	274件	334件

《猫の苦情及び相談件数》

	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
繁殖抑制	35件	69件	22件	24件	40件
餌やり	102件	207件	122件	101件	146件
糞尿・悪臭	194件	362件	147件	146件	209件
忌避相談	88件	181件	112件	94件	79件
その他	512件	828件	656件	353件	339件
計	931件	1,647件	1,059件	718件	813件

(ア) 現状

犬・猫に関する苦情及び相談が寄せられた場合は、現地確認を行ったうえで、必要に応じて、飼い主等に対して適正な飼い方の指導を行っています。

犬・猫の苦情及び相談件数は平成31年度以降、減少傾向にあるものの、未だに保健所には年間900件を超える苦情及び相談が寄せられています。

犬の苦情及び相談内容については、鳴き声、咬傷事故、糞尿に係る苦情が多くなっています。

猫の苦情及び相談内容については、餌やりや糞尿被害に係るものが多く、そのほとんどが飼い主のいない猫によるものです。

(イ) 課題

犬・猫の苦情及び相談については、飼い主がその責務を遵守することが重要であることから、適正飼養に係る普及啓発に継続的に取り組むことが必要です。

飼い主のいない猫については、猫の特性として繁殖力が強いことや、かわいそうだからといってみだりにエサを与えることにより、飼い主のいない猫

が増加し、地域での対応が困難となっていることから、地域住民やボランティア、行政が一体となって取り組むことが必要です。

また、多頭飼育に起因して周辺の生活環境が損なわれる事態に対しては、関係部署・機関と連携して対応する必要があります。

さらに、令和元年改正法により、愛護動物の殺傷、虐待等について罰則が強化されたこと及び虐待の通報が獣医師に義務付けられたことの周知徹底を図るとともに、警察との連携をより一層推進し、遺棄及び虐待の防止を図ることが重要です。

(2) 動物取扱業等に関する現状と課題

ア 動物取扱業の状況

《第一種動物取扱業の登録数》(令和5年4月1日現在)

	販 売	保 管	貸出し	展 示	訓 練	競りあっせん	譲受飼養
登録数	99件	149件	13件	24件	12件	0件	1件

《第二種動物取扱業の届出数》(令和5年4月1日現在)

	販 売	保 管	貸出し	展 示	訓 練
届出数	6件	0件	1件	0件	0件

※動物取扱業とは、社会性を持って反復継続的に動物を取り扱うもので、有償・無償を問わず営利性を持って営むものが第一種、営利性がないものが第二種となります。

(ア) 現状

一部の動物取扱業者による不適正な飼養や不十分な説明、不適切な販売方法などが世間で問題となっていることから、令和元年改正法では、飼養施設の構造・規模や繁殖回数等の基準化、販売される犬・猫へのマイクロチップの装着等の義務化など、動物取扱業者に対する規制が強化されました。

(イ) 課題

このような背景を踏まえて、動物取扱業のより一層の適正化を図るため、新たな制度の着実な運用を図る必要があります。

また、動物取扱業者が法等を遵守し、動物の健康と安全に配慮した適正な取扱いを実践できるように、継続して改正内容の周知や徹底した指導を行う必要があります。

イ 特定動物の飼養の状況

《許可を受けた特定動物の飼養状況》（令和5年4月1日現在）

動物の種類	飼養目的	許可件数
ニホンザル	愛玩	1 件
ボアコンストリクター	展示、愛玩、生業の維持	3 件
アミメニシキヘビ	展示、愛玩、生業の維持	2 件
インド(ビルマ) ニシキヘビ	展示、愛玩、生業の維持	2 件
グリーンブッシュバイパー	愛玩	1 件
ブラックマンバ	展示	1 件
アメリカドクトカゲ	展示、愛玩、生業の維持	2 件
ワニガメ	愛玩	1 件
メガネカaiman	愛玩	1 件
シャムワニ	展示、愛玩	1 件

※特定動物とは、人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物として動物の愛護及び管理に関する法律施行令で定める動物のことで、特定動物を飼養又は保管する場合は市長の許可が必要です。

(ア) 現状

特定動物の飼養又は保管に係る許可規制の目的は、特定動物の逸走等による危害の発生防止ですが、全国では、特定動物の管理不備により人命への害を及ぼした事例があります。

令和元年改正法では、愛玩目的で新たに特定動物を飼養又は保管することが禁止されるとともに、特定動物が交雑して生じた動物が規制対象に追加される等規制が強化されました。

(イ) 課題

令和元年改正法の内容について、周知を図り、遵守を徹底するとともに、特定動物飼養者には、動物の逸走や事故を確実に防ぐため、定期的に立入検査を実施し、飼養者としての法的義務を果たすよう、飼養管理状況を確認する必要があります。

また、災害時における特定動物の取扱いなどの適正な飼養管理に向けた指導が必要です。

(3) 危機管理体制の現状と課題

ア 現状

室内飼養されるペットが増え、動物と親密にふれあう機会が増えたことなどにより、動物由来感染症の感染リスクが増加していることから、感染防止対策の推進が求められています。

災害時においては、動物による危害防止や動物愛護の観点から地域における動物の円滑な救護対策が求められています。

こうした状況を踏まえ、令和3年度に埼玉県獣医師会南支部と「災害時の動物救護活動に関する協定」を締結したほか、動物の救護活動に必要な物資の備蓄等を行いました。

イ 課題

動物由来感染症については、感染防止のための正しい知識を普及啓発していくことが必要です。

また、災害時にもペットが社会に受け入れられるように、ペットの災害対策の意義を普及するとともに、平常時から行うべき対策や災害時の行動について、飼い主等に対し普及啓発していくことが重要です。

災害時の対応については、近隣自治体、埼玉県獣医師会及び動物愛護団体、ボランティア、動物愛護推進員との協力体制を強化するとともに、災害対応マニュアルの整備が必要です。

3 目標

本市は、共生社会の実現に向け、次の4つの目標を定め、施策を着実に実行します。

(1) 共生社会の推進

条例の基本理念に基づき、共生社会の実現に向けて施策や具体的な取り組みを推進します。

(2) 事業者等の社会的責任の徹底

動物取扱業者及び特定動物飼養者の専門性を活かし、一般飼養者の模範となるように法令遵守と安全確保の徹底を図ります。

(3) 殺処分数の減少

終生飼養の徹底や飼い主のいない猫対策などの取り組みを促進させ、動物の引き取りを減少させるとともに、市や動物愛護団体等による譲渡を普及、拡大することにより、殺処分数の減少を目指します。

(4) 危機管理体制の強化

動物由来の感染症に係る市民の理解や、その発生に備えた連携体制の整備、災害発生時における飼い主と動物の同行避難等の体制整備を進め、危機管理体制の強化を目指します。

4 施策及び具体的な取り組み

(1) 共生社会の推進

施策 1－1	飼い主の責務及び適正飼養の普及啓発
法等に基づく飼い主の責務、動物の適正飼養及び終生飼養の指導・普及啓発を行うとともに、子どもに対する動物愛護教育の推進を図ります。	
<ul style="list-style-type: none">① ホームページによる情報発信② パンフレット・リーフレット・看板の配布③ マイクロチップ等の所有者明示措置の普及促進④ 動物のしつけ方・正しい飼い方教室の開催⑤ 飼い主からの相談対応、飼い主への指導⑥ いのちの教室の開催	

施策 1－2	狂犬病予防の推進
犬の飼い主に対し、狂犬病予防法の遵守を指導し、狂犬病予防の徹底を図ります。	
<ul style="list-style-type: none">① 犬の登録及び狂犬病予防注射の実施の徹底指導② 犬の係留等義務の指導③ 広報かわぐち、ポスター、リーフレット等による普及啓発④ 咬傷事故発生時の届出及び狂犬病鑑定の実施の徹底指導	

施策 1－3	多頭飼育対策
動物の飼い主に対し、終生飼養及び周辺の生活環境に支障をきたさないように適切な飼養管理を指導します。	
<ul style="list-style-type: none">① 化製場等に関する法律に規定された動物の飼養及び収容許可を受ける義務の周知徹底② 埼玉県動物の愛護及び管理に関する条例に基づく多頭飼育の届出の周知徹底③ ホームページを利用した譲渡の支援④ 動物愛護推進員による譲渡相談対応⑤ 関係部署・機関との連携	

施策 1－4**飼い主のいない猫への対応**

地域住民等の理解やボランティアの協力のもと、地域における共生社会の推進を図ります。

- ① TNR活動への支援（飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費助成金の交付）
- ② パンフレット・リーフレットの配布
- ③ 職員及び動物愛護推進員による相談対応
- ④ 飼い主のいない猫への不適切なエサやり行為等への指導

施策 1－5**動物の遺棄・虐待対策**

動物愛護精神の醸成、動物虐待防止の意識啓発等により、動物の遺棄・虐待の抑止を図ります。

- ① パンフレット・リーフレット・看板の配布
- ②マイクロチップ等の所有者明示措置の普及促進
- ③ 動物病院、警察等との連携

施策 1－6**協力団体・ボランティアとの連携**

協力団体やボランティアの方々と協力・連携し、より一層の共生社会の推進を図ります。

- ① 動物愛護事業協力ボランティア登録の普及促進
- ② 動物愛護事業協力団体登録の普及促進
- ③ 動物愛護推進員の委嘱の普及促進
- ④ 協力団体、ボランティア、動物愛護推進員等との情報交換会の開催

(2) 事業者等の社会的責任の周知徹底

施策 2－1	動物取扱業の適正化及び資質の向上
動物取扱業者が法令を遵守し、取り扱う動物の健康・安全を確保するため、適正飼養するよう、また、販売時等に一般飼育者へ動物の適正飼養及び終生飼養を適切に説明するように指導します。	

- ① パンフレット・リーフレットの配布
- ② 立入検査の実施
- ③ 動物取扱責任者研修の受講の徹底指導
- ④ 販売に供する犬・猫へのマイクロチップの装着等の遵守の徹底

施策 2－2	特定動物の適正な飼養管理の徹底
特定動物飼養者は、特定動物が人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物であることを認識し、その適正な飼養管理を徹底するように指導します。	

- ① パンフレット・リーフレットの配布
- ② 許可申請時の指導
- ③ 立入検査の実施
- ④ 災害時における特定動物の逸走防止対策措置の周知徹底

(3) 殺処分数の減少

施策 3－1	犬・猫の殺処分の抑制
引き取る犬・猫の数を減らすとともに、収容動物の新たな飼い主を見つけることなどにより、真にやむを得ない場合を除き殺処分しないように努めます。	

- ① 引き取り相談者に対する終生飼養の啓発
- ② 譲渡相談対応
- ③ 犬・猫の譲渡の推進
- ④ ミルクボランティアによる子猫育成への協力
- ⑤ トリミング及びトレーニングボランティアによる収容動物の譲渡に向けた協力

(4) 危機管理体制の強化

施策 4－1	動物由来感染症対策
狂犬病をはじめとする人と動物の共通の病気である動物由来感染症について、正しい知識やその予防対策を普及啓発します。	
<ul style="list-style-type: none">① ホームページによる情報発信② パンフレット・リーフレットの配布	

施策 4－2	災害時対応の整備
災害発生時に市、県、他の地方公共団体及び関係団体等による動物の保護の体制整備に努めます。また、飼い主が飼養する動物が他人に迷惑をかけずに避難できるよう遵守すべき事項等の普及啓発を図ります。	
<ul style="list-style-type: none">① パンフレット・リーフレットの配布② 災害発生時における関係団体との協力体制の強化③ 関係部署との連携体制の整備④ 災害対応マニュアルの整備	